証券コード　6092
2021年６月10日

株　主　各　位

東京都千代田区鍛冶町二丁目２番２号
株式会社エンバイオ・ホールディングス
代表取締役社長　西　　村　　実

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。
**　なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、株主様の安全及び感染拡大防止のため議決権行使書用紙（郵送）により事前に議決権を行使いただき、株主総会当日の来場はお控えいただくよう強くお願い申し上げます。**
**　つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年６月24日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2021年６月25日（金曜日）午後１時
※受付開始時刻は、午後０時30分を予定しております。

２．場　　所　東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地
御茶ノ水ソラシティ　１階　ソラシティカンファレンスセンター　Room C
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
※株主様の安全を第一に考え、本総会では新型コロナウイルス感染症対策をとらせていただきます。（３頁ご参照）

３．目的事項
報告事項　１．第22期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第22期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項　第１号議案　取締役７名選任の件
第２号議案　監査役３名選任の件
第３号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

以　上

◎　次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://enbio-holdings.com/ir）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。

①．事業報告の「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」並びに「会社の支配に関する基本方針」

②．連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

③．計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

したがいまして、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎　株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://enbio-holdings.com/ir）に掲載させていただきます。

◎　株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意いたしておりません。

【新型コロナウイルス感染症対策等に関するお知らせ】

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い株主様の安全及び感染拡大防止のため、株主総会におきまして以下の対策を行います。株主様におかれましては何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

①. **株主総会当日の来場は極力お控えいただき、議決権行使書用紙による事前行使（郵送）を是非ご利用ください。**

②. 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、健康状態に十分ご留意いただき、発熱等、体調不良の場合は議決権行使書用紙による事前行使（郵送）をご利用いただき、来場をお控えください。

③. 株主総会会場にご来場の株主様におかれましては、マスクの常時着用、受付での検温・消毒液による消毒及び議決権行使書用紙の提出をお願いいたします。

④. 株主総会会場内では、座席の間隔を確保するため、株主様のご入場を制限させていただく場合がございますので、予めご了承お願いいたします。

⑤. 株主総会に出席する取締役、監査役及び運営スタッフも、マスクを着用して対応させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にありますが、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが見られてまいりました。ただし、感染拡大により内外経済を下振れさせるリスクや金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があり、不安定な状況が続いております。

当社グループの業績に大きな影響を及ぼす不動産・建設業についても、住宅建設や建設工事は下げ止まり、横ばいで推移しております。

子会社を展開する中国の景気は持ち直してまいりましたが、感染症再拡大への警戒と入国制限が制約となっております。

このような背景のもと、グループの総合力を活かして、土壌汚染対策事業、ブラウンフィールド活用事業及び自然エネルギー事業を積極的に展開いたしました。

当連結会計年度の売上高は6,840,611千円（前年同期比7.7％減）となりました。ブラウンフィールド活用事業では当初想定していたほど市況が悪くなく売上高は計画を上回りましたが、土壌汚染対策事業においては新型コロナウイルス感染症の影響により、国内では着工遅れから来期へ延期された案件が目立ち、中国では発注者側の計画見直しや行政手続きの遅延などが発生したため前年同期比で減収となりました。

経常利益は592,464千円（同13.6％増）となりました。ブラウンフィールド活用事業における売上増と原価圧縮による増益分と自然エネルギー事業における昨年度の台風被害に伴う保険金収入が、土壌汚染対策事業の売上高の落ち込みによる減益分を補って増益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は304,060千円（同45.3％減）となりました。減益の主な要因は、前第１四半期連結会計期間において一時的に発生した特別損益308,703千円の影響によるものです。

以下に各事業セグメントの状況を報告いたします。

(土壌汚染対策事業)

新型コロナウイルス感染症の影響による着工遅延だけでなく、不動産売買が活発化し、用地仕入の競争が厳しくなっていることから、土壌汚染の対策に関連する予算を縮小化する傾向が見られます。新型コロナウイルス感染症の影響が収束したとしてもこの傾向は変わらないと考えられます。また、汚染土壌の掘削除去など技術的に障壁の低い工事に他建築土木関連業者が参入し、価格競争が一層厳しくなっております。

土壌汚染の調査につきましては、製造業などの事業閉鎖の際に義務付けられるため、経済の落ち込みに反して増加する特徴があり、今後は事業閉鎖に関連する需要が増加する可能性があります。また、製造業の中で業績好調な企業の中には、想定以上の利益を環境保全業務に投資する動きもあり、日本市場の中で土壌汚染関連業務が急激に減少することはない状況であります。

このような顧客の事情に合わせた柔軟な提案を行うための体制作りを継続中ですが、当期としては工事延期などの一時的な影響が大きく、減収となりました。

中国では経済活動は持ち直しつつあるものの、新型コロナウイルス感染症再拡大への警戒は解けず発注者側の計画見直しや行政手続きの遅延等により見込んでいた案件の受注獲得には至りませんでした。

その結果、売上高は3,272,431千円（前年同期比29.3％減）となり、セグメント利益は57,479千円（同76.1％減）となりました。

(ブラウンフィールド活用事業)

株式会社エンバイオ・リアルエステートでは、大手仲介業者や銀行系仲介業者を中心に相対で進められる案件の情報収集を行い、13物件を仕入れました。購入した物件の中には、土壌汚染が検出されたガラス工場跡地や形質変更時要届出区域の指定を受けているメッキ工場跡地の物件もあります。販売に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響で上半期は芳しくありませんでしたが、下半期は市況の回復と販売活動に注力したため、14物件の販売および2物件の仲介業務を行いました。販売した物件の中には、要措置区域の指定を解除になった物件や浄化後に大手戸建業者に売却した物件もあります。

大規模な土壌汚染地を扱う株式会社土地再生投資では、解体・土壌浄化工事を実施した横浜市内の案件を売却しました。仕入に関しては、２年間のリースバックを行った後に事業化する厚木市内の工場や白井市内の工場跡地を取得しました。また、デベロッパー等への土壌汚染コンサルティング業務を３件行いました。

その結果、売上高は2,309,308千円（同51.7％増）となり、セグメント利益は368,162千円（同68.4％増）となりました。

(自然エネルギー事業)

当連結会計年度末における日本国内で太陽光発電所は30か所、総発電量36,239kWが稼働しております。また、計画していたヨルダンでの太陽光発電所が稼働開始し、海外で太陽光発電所は１か所、総発電量705kWが稼働しております。

新たに千葉市内において太陽光発電所（748kW）が完成いたしました（2021年４月12日より稼働開始）。またヨルダンにて、第２号案件、第３号案件の開発に着手いたしました。

FIT価格低下に伴い、国内太陽光案件を取り巻く状況が厳しくなっており、海外を含む新規案件の情報収集及びセカンダリー案件の検討に注力しております。

なお、２月に福島県沖、３月に宮城県沖を震源とする地震がありましたが、本地震による当社（グループ会社含む）発電所への影響はありませんでした。

その結果、売上高は1,258,870千円（同0.1％増）となり、セグメント利益は250,071千円（同40.7％増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,848,715千円で、その主なものは、ブラウンフィールド活用事業の土地等にかかる投資1,694,633千円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループの所要資金として、金融機関より短期及び長期借入金6,062,563千円を調達し、5,095,076千円を返済いたしました。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 19 期 (2018年３月期)	第 20 期 (2019年３月期)	第 21 期 (2020年３月期)	第 22 期 (当連結会計年度) (2021年３月期)
売　　上　　高(千円)	8,388,048	8,563,053	7,408,498	6,840,611
経　常　利　益(千円)	668,867	435,896	521,396	592,464
親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失（△）(千円)	403,951	△150,957	555,393	304,060
１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失（△）(円)	70.62	△23.35	84.74	46.22
総　　資　　産(千円)	19,019,474	18,081,236	15,034,071	15,698,580
純　　資　　産(千円)	4,507,638	4,328,817	4,890,594	5,317,179
１株当たり純資産額　(円)	699.34	665.95	743.42	795.22

(注) １．１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失（△）は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

２．第19期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っております。

３．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を第20期の期首から適用しており、第19期の総資産の金額については、当該当会計基準等に遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金(千円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
株式会社ｴﾝﾊﾞｲｵ･ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ	40,000	100	土壌汚染対策事業
株式会社ｴﾝﾊﾞｲｵ･ﾘｱﾙｴｽﾃｰﾄ	10,000	100	ブラウンフィールド活用事業
株式会社土地再生投資	45,500	60	ブラウンフィールド活用事業
ｿｰﾗｰ年金株式会社	6,660	100	自然エネルギー事業
太陽光ﾊﾟｰｸ2合同会社	10	100	自然エネルギー事業
ｳﾞｪｶﾞ・ｿｰﾗｰ合同会社	1,000	100	自然エネルギー事業
ｱﾙﾀｲﾙ・ｿｰﾗｰ合同会社	1,000	100	自然エネルギー事業
恩拜欧(南京)環保科技有限公司	99,231	100	土壌汚染対策事業
Enbio Middle East FZE LLC	319,860	100	自然エネルギー事業
Enbio Lel Taqa FZC LLC	－	80	自然エネルギー事業
株式会社ｴﾝﾊﾞｲｵ･ｴｼｶﾙ･ﾌﾟﾛﾀﾞｸﾂ	3,000	100	土壌汚染対策事業

(注) 1．当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

2．株式会社エンバイオ・エシカル・プロダクツは、社名変更いたしました。
(旧　株式会社関東ミキシングコンクリート)

3．江蘇聖泰実田環境修復有限公司は、現在清算手続き中で営業活動を停止しており、重要性が低下したことから、重要な関連会社から除外いたしました。

⑷ 対処すべき課題

当社グループの属する土壌汚染関連業界の国内市場は、土壌汚染対策法の一部改正により土壌汚染調査の契機が拡大し、年間の調査件数は増加傾向が続いておりますが、浄化工事を伴わない措置の増加や競合企業間の競争激化により工事単価の低価格化が進行し、市場規模は減少傾向にあります。

収益拡大のためには、土壌汚染調査と土壌汚染浄化工事だけでなく、それらと連動する土壌汚染地の買い取りや利活用サービスを包括的に市場に投入して顧客の幅広いニーズに応えることが不可欠だと認識しております。

また、土壌汚染地の有効活用策としてスタートした自然エネルギー事業は、脱炭素社会の実現に向けた社会的な機運を背景に積極的に事業拡大を目指しながら、土壌汚染対策事業で蓄積したエンジニアリングのノウハウを活かしてまいります。

そのために、以下のような課題に取り組み、他社とのより一層の差別化を図ることにより、業容の拡大に努めてまいります。

① 土壌汚染対策事業とブラウンフィールド活用事業との相乗効果の最大化

当社グループは、株式会社エンバイオ・リアルエステートを通してクリーニング工場やガソリンスタンド等の小規模な土壌汚染地の買い取り・浄化・再販事業（ブラウンフィールド活用事業）で数多くの実績を蓄積してまいりました。蓄積したノウハウを中規模から大規模な土壌汚染地の買い取り・浄化・再販事業へ展開すべく、物流不動産事業を本業とする株式会社シーアールイーと合弁で株式会社土地再生投資を展開しております。土壌汚染地の出口戦略の多様化と規模の効果を追求することによって土壌汚染対策事業とブラウンフィールド活用事業との相乗効果の最大化を目指します。グループの横断的な営業展開を徹底し、土壌汚染対策から土壌汚染地活用までのワンストップソリューションによる事業拡大に努めてまいります。

② 品質管理及びリスク管理の強化

土壌汚染対策事業においては、顧客開拓が奏功し大型の土壌汚染対策工事が増えてまいりました。大型案件については、品質管理や原価管理の巧拙により利益が上振れたり下振れたりする事業リスクが、大きいと認識しております。営業担当、技術担当、工事担当が複眼的に案件を俯瞰する品質管理体制を徹底して品質の向上と原価の低減を図るとともに、安全環境室を強化して安全対策のより一層の徹底を図ることでリスク管理に努めてまいります。

③ 多様な技術及びノウハウによる競争力の強化

今日までに多数の企業の参入と様々な土壌浄化技術が実用化された結果、国内では土壌汚染対策の汎用化が進み、競合企業間での競争が激しく、工事単価の低価格化が進んでおります。

こうした市場環境においては、コストの高い掘削除去に偏重していた顧客ニーズが変化しているため、多様な技術やノウハウによる高付加価値サービスを提供して他社との差別化を図ることが、競争力強化の鍵と認識しております。

多種の工法に迅速に対応できるように技術部門を強化いたしました。また、現行の土壌浄化技術では対応できない難易度の高い土壌汚染に対応可能な原位置熱処理技術を始め、化学酸化、バイオ、吸着技術など独自の対策技術を現場施工で確立してまいりました。これらの技術を差別化とした営業活動を国内及び中国で強化いたします。

施工実績の数と事故率の低さで審査を通過し国内企業では初めて付保できた責任施工保証保険とこれまで蓄積してきた土壌浄化工事の設計・責任施工ノウハウを裏付けとして土壌汚染対策工事の費用総額を保証するサービス（プレアセスメント調査）を商品化しました。土壌汚染リスクを早期に確定させたい顧客向けのリスク移転商品として本サービスの拡販を行ってまいります。

④　中国市場展開の収益化

土壌汚染対策事業の中長期的な成長エンジンとして、環境規制の強化により土壌汚染対策の需要が本格化する中国市場に当社グループが日本国内市場で培ってきた技術ノウハウを展開するために、2018年3月に100％子会社として恩拝欧（南京）環保科技有限公司を設立いたしました。

2019年１月に土壌汚染防治法が施行されたことにより、中国の土壌汚染対策市場は黎明期から拡大期を迎えようとしております。工場移転等で法の対象となる日系企業向けの土壌汚染対策を柱とした業容の拡大と収益化に努めてまいります。

⑤　自然エネルギー事業の強化

自然エネルギー事業は、土壌汚染地の有効活用の一方策としてスタートいたしましたが、順調に発電能力を拡大しながら発電事業に対する投資ノウハウを蓄積した結果、安定した収益基盤として当社の成長を支えるストック型の独立した事業セグメントに成長いたしました。

脱炭素社会の実現に向けた社会的な機運を背景とした自然エネルギー事業の拡大は今後も戦略的に重要となりますが、国内での新規の太陽光発電事業の採算は低下しているため、太陽光発電に代わるバイオマス等の発電事業や海外進出を含めた新たな事業展開を検討しております。検討済みの有望案件から順次事業化するように努めてまいります。また、太陽光発電所の運営ノウハウを活かした周辺事業への収益機会の拡大を検討してまいります。

⑥　人材の確保、育成

事業の継続的な発展を実現するためには、優秀な人材を十分に確保することが不可欠ですが、慢性的に建設技術者が不足しているため、人材の採用が課題であると認識しております。新卒採用予定者の人数を増やし、採用活動に力を注ぐ一方、高い専門性を有する人材、中国で活躍できる人材及び管理職者の獲得に幅広いルートを活用するとともに、教育研修制度の拡充、外部ノウハウの活用などを通して社内人材の育成に注力してまいります。

⑦　新型コロナウイルス感染症収束後の社会への備え

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、現行の事業のあり方や働き方に対して大きな変革を迫っており、それに対する備えが不可欠だと認識しております。在宅勤務の本格的な導入に備えた社内整備やビジネスプロセスの見直しを軸に働き方改革の推進に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症収束後の新たな社会に求められる商品・サービスを市場に投入できるように、既存の事業の無人化やデジタル化などを取り入れたサービスの開発や新技術の導入に努めてまいります。

⑸　**主要な事業内容**（2021年３月31日現在）

当企業集団は、主要なものとして土壌汚染対策事業、ブラウンフィールド活用事業及び自然エネルギー事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

事　業　区　分	事　業　内　容
土壌汚染対策事業	土壌汚染の調査、浄化工事の設計・施工、施主へのリスクコンサルティング及び原位置調査・原位置浄化に使用する機器・資材・浄化用薬剤の輸入販売を行う事業
ﾌﾞﾗｳﾝﾌｨｰﾙﾄﾞ活用事業	土壌汚染地を現状有姿でリスクを見込んで購入して、浄化後に再販・賃貸する事業
自然ｴﾈﾙｷﾞｰ事業	再生可能エネルギーを利用した売電事業

⑹ **主要な事業所**（2021年３月31日現在）

① 当社

本　　社	東京都千代田区

② 子会社及び関連会社

株式会社ｴﾝﾊﾞｲｵ・ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ	本社（東京都千代田区） 千葉支店（千葉県千葉市） 関西支店（大阪府大阪市） 沖縄営業所（沖縄県那覇市） ｴﾝﾊﾞｲｵTOKYO R&Dｾﾝﾀｰ（埼玉県川越市）
株式会社ｴﾝﾊﾞｲｵ・ﾘｱﾙｴｽﾃｰﾄ	本社（東京都千代田区）
株式会社土地再生投資	本社（東京都千代田区）
ｿｰﾗｰ年金株式会社	本社（東京都千代田区）
太陽光ﾊﾟｰｸ２合同会社	本社（東京都千代田区）
ｳﾞｪｶﾞ・ｿｰﾗｰ合同会社	本社（東京都新宿区）
ｱﾙﾀｲﾙ・ｿｰﾗｰ合同会社	本社（東京都新宿区）
恩拜欧（南京）環保科技有限公司	本社（中国南京市）
Enbio Middle East FZE LLC	本社（Ajman UAE）
Enbio Lel Taqa FZC LLC	本社（Ajman UAE）
株式会社ｴﾝﾊﾞｲｵ･ｴｼｶﾙ･ﾌﾟﾛﾀﾞｸﾂ	本社（東京都千代田区）

⑺ **使用人の状況**（2021年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減
土壌汚染対策事業	68	2名増
ﾌﾞﾗｳﾝﾌｨｰﾙﾄﾞ活用事業	3	-
自然ｴﾈﾙｷﾞｰ事業	0	-
全社（共通）	10	-
合計	81	2名増

（注） 上記の使用人数には、派遣社員、契約社員、嘱託、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
10名	-	40.5歳	4.77年

（注） 上記の使用人数には、派遣社員、契約社員、嘱託、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

⑻ **主要な借入先の状況**（2021年３月31日現在）

借入先	借入金残高（千円）
株式会社みずほ銀行	2,755,834
株式会社りそな銀行	2,690,494
株式会社三井住友銀行	1,285,157

（注） １．株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行からの借入額には、株式会社みずほ銀行を幹事とするシンジケートローンによる借入金残高が一部含まれております。

２．株式会社みずほ銀行を幹事とするシンジケートローンは以下のとおりです。

組成金額 3,900,000千円

借入金残高 3,313,830千円

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) **株式の状況**（2021年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　11,140,000株
② 発行済株式の総数　6,648,700株 (自己株式1,109株を含む)
③ 株主数　3,998名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
株式会社シーアールイー	1,280,000	19.26
西村　実	529,500	7.97
中村　賀一	352,000	5.30
平田　幸一郎	200,000	3.01
楽天証券株式会社	151,800	2.28
株式会社ＳＢＩ証券	90,988	1.37
織田　邦夫	80,000	1.20
中間　哲志	78,000	1.17
永井　崇久	74,000	1.11
株式会社ジーエヌピー	70,000	1.05

⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第10回新株予約権
発行決議日		2016年７月１日
新株予約権の数		296個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　29,600株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額		963円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　84,600円 (１株当たり　846円)
権利行使期間		2017年７月１日から 2021年６月30日まで
行使の条件		(注)
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数　155個 目的となる株式数　15,500株 保有者数　5名
	社外取締役	新株予約権の数　10個 目的となる株式数　1,000株 保有者数　1名
	監査役	新株予約権の数　－ 目的となる株式数　－ 保有者数　－

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、2017年３月期から2019年３月期のいずれかの期における連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益が次の各号に掲げる条件の双方またはいずれかを満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号ごとに掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益については、当社有価証券報告書記載の連結損益計算書における当該期にかかる連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益（当該期において連結損益計算書を作成しない場合は、当該期にかかる損益計算書における売上高及び当期純利益とする。以下同様とする。）とし、当該条件を最初に充足した期の有価証券報告書提出日の翌月１日から本新株予約権を行使することができる。

(a) いずれかの期における連結売上高が85億円以上の場合
各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の数の50%

(b) いずれかの期における親会社株主に帰属する当期純利益が5億円以上の場合
各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の数の50%

適用される会計基準の変更等により参照すべき連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

2．　本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、執行役員または従業員もしくは当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項の定義により、以下同様とする。）の取締役、監査役、執行役員または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が任期満了により退任もしくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、本新株予約権を行使することができる。

3．　本新株予約権者の相続人による権利行使は認めない。

4．　各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西村　実	経営全般
専務取締役	中村賀一	最高財務責任者 海外事業推進担当
取締役	草場周作	土壌汚染対策事業担当 ㈱エンバイオ・エンジニアリング 代表取締役
取締役	山本敏仁	ブラウンフィールド活用事業担当 ㈱エンバイオ・リアルエステート 代表取締役
取締役	横溝透修	自然エネルギー事業担当 太陽光パーク２合同会社 職務執行者
取締役	亀山忠秀	㈱シーアールイー 代表取締役社長
取締役	小竹由紀	
常勤監査役	行川一郎	
監査役	星野隆宏	K&L Gates外国法共同事業法律事務所 パートナー
監査役	平田幸一郎	㈲アドバンスワン 取締役社長 平田公認会計士事務所 所長 ビープラッツ㈱ 社外監査役 ランサーズ㈱ 社外監査役
監査役	高山和夫	

（注）１．取締役亀山忠秀氏、小竹由紀氏は、社外取締役であります。
２．監査役行川一郎氏、星野隆宏氏、平田幸一郎氏、高山和夫氏は、社外監査役であります。
３．監査役星野隆宏氏は、弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。

4．監査役平田幸一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．2020年６月26日開催の第21回定時株主総会において、小竹由紀氏が取締役に選任され就任いたしました。
６．2020年６月26日開催の第21回定時株主総会において、高山和夫氏が監査役に選任され就任いたしました。
7．当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、取締役小竹由紀氏、監査役行川一郎氏、監査役星野隆宏氏及び監査役高山和夫氏を指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は取締役の報酬決定の透明性、公正性を図ると同時に企業価値の持続的な向上、優秀な人材を確保することができる報酬とするため、個々の取締役の報酬の決定に際しては業績の推移及び各職責に相応した適正な水準とすることを基本方針としております。

取締役の報酬は、毎月支給される金銭報酬である固定の月額基本報酬のみとし、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は支給しておりません。取締役の報酬は、1999年6月23日開催の臨時株主総会で定められた取締役報酬総額（年額200百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含めない）の範囲内において、担当職務、業績及び貢献度等を基に社内規程で定められた方法で決定、配分が行われております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	員　数（名）	報酬等の額（千円）
取締役 （うち社外取締役）	4 (1)	83,309 (2,250)
監査役 （うち社外監査役）	4 (4)	7,620 (7,620)
合計 （うち社外役員）	8 (5)	90,929 (9,870)

（注）1．上記の取締役の報酬等の額には、無報酬の取締役3名（うち社外取締役１名）を除いております。
2．取締役の報酬限度額は、1999年６月23日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含めない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。
3．監査役の報酬限度額は、1999年６月23日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は１名です。

④ 責任限定契約の概要

当社は、各社外取締役と各社外監査役との間で、会社法第427条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

⑤　役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及びその相続人等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しております。保険料は全額当社が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて補填されます。また当該保険契約は役員等の職務執行の適正のため免責金額が設定されておりますので、損害額のうち当該免責金額については補填されず、被保険者である役員等の自己負担となります。

⑥　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役亀山忠秀氏は、当社の筆頭株主で、資本業務提携契約に基づく取引がある株式会社シーアールイーの代表取締役社長であります。
・監査役星野隆宏氏は、K&L Gates外国法共同事業法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役平田幸一郎氏は、有限会社アドバンスワンの取締役社長、平田公認会計士事務所の所長、ビープラッツ株式会社の社外監査役並びにランサーズ株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　　亀　山　忠　秀	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、不動産ビジネスを行う企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行うなど社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。特に不動産開発業、物流不動産業界に関する専門的見地から意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を適宜行っております。
取締役　　小　竹　由　紀	2020年６月26日就任以降開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。出席した取締役会において、生活関連製品を製造する東証一部上場企業のCSRの責任者であった際に培った豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行うなど社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。特にCSRの責任者であった経験によって得られた専門的見地から意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を適宜行っております。

・社外監査役

	出席状況及び発言状況
監査役　　行　川　一　郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、会計に関する知識及び幅広い知識から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役　　星　野　隆　宏	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役　　平　田　幸一郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役　　高　山　和　夫	2020年６月26日就任以降開催された取締役会10回のうち10回、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、大手生命保険会社で得た内部統制制度の構築や業務監査に関する幅広い知識から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額(千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,850
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,850

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

(資産の部)		(負債の部)	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**6,615,693**	**流動負債**	**3,028,014**
現金及び預金	2,015,310	買掛金	542,705
受取手形及び売掛金	978,524	未払金及び未払費用	52,487
たな卸資産	3,119,353	短期借入金	955,300
その他	533,042	1年内返済予定の長期借入金	1,050,209
貸倒引当金	△30,538	未払法人税等	20,995
固定資産	**9,080,322**	その他	406,317
有形固定資産	**7,332,223**	**固定負債**	**7,353,385**
		社債	71,500
建物及び構築物	440,667	長期借入金	6,959,732
機械装置及び運搬具	3,891,678	デリバティブ債務	182,905
土地	2,852,880	その他	139,248
建設仮勘定	143,119	**負債合計**	**10,381,400**
その他	3,877	(純資産の部)	
無形固定資産	**580,285**	**株主資本**	**5,411,081**
		資本金	**1,794,509**
のれん	126,098	**資本剰余金**	**1,873,093**
その他	454,186	**利益剰余金**	**1,743,576**
投資その他の資産	**1,167,814**	**自己株式**	**△96**
		その他の包括利益累計額	**△124,781**
投資有価証券	553,284	その他有価証券評価差額金	46,728
長期貸付金	155,312	繰延ヘッジ損益	△135,181
敷金及び保証金	59,433	為替換算調整勘定	△36,329
長期前払費用	314,759	**新株予約権**	**304**
その他	85,023	**非支配株主持分**	**30,575**
繰延資産	**2,564**	**純資産合計**	**5,317,179**
資産合計	**15,698,580**	**負債純資産合計**	**15,698,580**

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**6,840,611**
売上原価		**4,950,646**
売上総利益		**1,889,964**
販売費及び一般管理費		**1,272,060**
営業利益		**617,904**
営業外収益		
受取利息及び配当金	10,681	
為替差益	17,871	
受取保険金	83,389	
その他	37,399	**149,342**
営業外費用		
支払利息	125,511	
支払手数料	31,376	
その他	17,894	**174,782**
経常利益		**592,464**
特別利益		
固定資産売却益	11,899	**11,899**
特別損失		
減損損失	116,053	
その他	0	**116,053**
税金等調整前当期純利益		**488,310**
法人税、住民税及び事業税	175,730	
法人税等調整額	△18,592	**157,137**
当期純利益		**331,173**
非支配株主に帰属する当期純利益		**27,113**
親会社株主に帰属する当期純利益		**304,060**

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

(資産の部)		(負債の部)	
科目	**金額**	**科目**	**金額**
流動資産	**2,226,068**	**流動負債**	**650,214**
現金及び預金	1,008,916	短期借入金	314,300
売掛金	48,081	1年内返済予定の長期借入金	310,564
短期貸付金	965,000	未払金	8,120
立替金	634	未払費用	1,485
未収入金	151,348	預り金	4,807
前払費用	40,473	未払法人税等	7,674
その他	11,613	その他	3,261
固定資産	**6,692,376**	**固定負債**	**4,463,061**
有形固定資産	**12,988**	長期借入金	4,295,987
建物附属設備	6,376	デリバティブ債務	167,074
工具器具備品	611	**負債合計**	**5,113,275**
土地	6,000	(純資産の部)	
無形固定資産	**1,892**	**株主資本**	**3,884,194**
ソフトウエア	1,807	**資本金**	**1,794,509**
その他	85	**資本剰余金**	**1,866,655**
投資その他の資産	**6,677,495**	資本準備金	1,704,509
投資有価証券	444,947	その他資本剰余金	162,146
関係会社株式	372,831	**利益剰余金**	**223,126**
その他の関係会社有価証券	450,284	その他利益剰余金	223,126
長期貸付金	5,551,224	繰越利益剰余金	223,126
長期前払費用	33,741	**自己株式**	**△96**
敷金及び保証金	27,551	**評価・換算差額等**	**△79,329**
繰延税金資産	49,725	その他有価証券評価差額金	46,544
その他	75,189	繰延ヘッジ損益	△125,873
貸倒引当金	△328,000	**新株予約権**	**304**
		純資産合計	**3,805,169**
資産合計	**8,918,444**	**負債純資産合計**	**8,918,444**

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
営業収益		**735,315**
営業費用		**578,145**
営業利益		**157,170**
営業外収益		
受取利息	115,330	
受取配当金	7,936	
為替差益	10,853	
その他	6,543	**140,663**
営業外費用		
支払利息	87,907	
貸倒引当金繰入額	7,976	
その他	5,972	**101,856**
経常利益		**195,978**
特別損失		
関係会社株式評価損	80,659	
減損損失	116,053	**196,713**
税引前当期純損失		**735**
法人税、住民税及び事業税	△17,406	
法人税等調整額	△24,241	**△41,648**
当期純利益		**40,913**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月26日

株式会社エンバイオ・ホールディングス
　取 締 役 会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　打　越　　隆　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　野　　強　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社エンバイオ・ホールディングスの２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エンバイオ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月26日

株式会社エンバイオ・ホールディングス
取 締 役 会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　打　越　　隆　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　野　　強　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エンバイオ・ホールディングスの２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの第２２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に

又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月26日

株式会社　エンバイオ・ホールディングス　監査役会

常勤監査役(社外監査役)	行川　一郎	㊞
社外監査役	星野　隆宏	㊞
社外監査役	平田　幸一郎	㊞
社外監査役	高山　和夫	㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役７名選任の件

本定時株主総会の終結をもって、取締役全員（７名）は任期満了となります。

つきましては、社外取締役２名を含む取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	西村　実（にしむら　みのる） （1958年11月7日）	1981年4月　ライオン株式会社入社 1990年5月　株式会社日本総合研究所入社 2000年6月　株式会社エンバイオテック・ラボラトリーズ（現：当社）取締役 2003年1月　株式会社アイ・エス・ソリューション（現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング）　代表取締役 2006年8月　株式会社ランドコンシェルジュ（現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング）取締役 2008年1月　当社代表取締役社長（現任） 2010年3月　株式会社ビーエフマネジメント（現：株式会社エンバイオ・リアルエステート）取締役（現任） 2015年2月　一般社団法人土地再生推進協会理事 2018年2月　恩拜欧（南京）環保科技有限公司董事長（現任） 2019年6月　株式会社エンバイオ・エンジニアリング取締役（現任） 2019年6月　株式会社土地再生不動産投資（現：株式会社土地再生投資）代表取締役会長（現任） 2019年9月　株式会社関東ミキシングコンクリート（現：株式会社エンバイオ・エシカル・プロダクツ）代表取締役（現任）	529,500株
	【取締役候補者とした理由】 当社及びグループ会社で長年にわたり、国内・海外の土壌汚染対策事業、ブラウンフィールド活用事業の企画、開発、運営の業務や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しています。2008年から当社代表取締役として、経営を担ってきました。当社における豊富な業務経験と企業経営に関する知見を有しており、引続き選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	中村賀一（なかむらよしかず） （1973年3月11日）	1995年10月　監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所 2000年7月　平田公認会計士事務所入所 2004年6月　株式会社エンバイオテック・ラボラトリーズ（現：当社）取締役 2006年8月　株式会社ランドコンシェルジュ（現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング）取締役 2007年6月　株式会社アイ・エス・ソリューション（現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング）取締役 2010年3月　株式会社ビーエフマネジメント取締役(現：株式会社エンバイオ・リアルエステート）(現任) 2015年1月　株式会社ネオキャリア　社外監査役 2015年9月　株式会社イデアル　社外監査役 2016年1月　株式会社ユーザーローカル　社外監査役（現任） 2017年11月　株式会社土地再生不動産投資（現：株式会社土地再生投資）取締役 2019年2月　株式会社エンバイオ・エンジニアリング取締役（現任） 2019年4月　Enbio Middle East FZE LLC Manager（現任） 2019年7月　Enbio Lel Taqa FZC LLC Manager（現任） 2019年9月　株式会社関東ミキシングコンクリート（現：株式会社エンバイオ・エシカル・プロダクツ）取締役（現任） 2020年6月　当社専務取締役（現任）	352,000株
	【取締役候補者とした理由】 当社及びグループ会社で長年にわたり、経理、財務の業務や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しています。2004年から当社取締役として経営を担ってきました。当社における豊富な業務経験と企業経営に関する知見を有しており、引続き選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	草場 周作（くさば しゅうさく） （1976年1月4日）	2001年4月 国際航業株式会社 入社 2005年2月 株式会社アイ・エス・ソリューション（現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング）入社 2014年6月 株式会社アイ・エス・ソリューション（現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング）取締役 2018年4月 株式会社エンバイオ・エンジニアリング代表取締役（現任） 2019年6月 当社取締役（現任）	17,000株
	【取締役候補者とした理由】 グループ会社で長年にわたり、土壌汚染対策事業の業務と経営に携わり、豊富な経験と実績を有しています。2018年から株式会社エンバイオ・エンジニアリングの代表取締役として同社の経営を担ってきました。土壌汚染対策事業に関する豊富な業務経験と企業経営に関する知見を有しており、引続き選任をお願いするものであります。		
4	山本 敏仁（やまもと としひと） （1974年5月7日）	1997年4月 三井不動産建設株式会社（現：みらい建設工業株式会社）入社 2002年4月 株式会社ジョイント・コーポレーション（現：株式会社長谷工不動産）入社 2011年3月 株式会社アイ・エス・ソリューション（現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング）入社 2011年3月 株式会社ビーエフマネジメント（現：株式会社エンバイオ・リアルエステート）出向 2014年4月 株式会社ビーエフマネジメント（現：株式会社エンバイオ・リアルエステート）代表取締役（現任） 2017年11月 株式会社土地再生不動産投資（現：株式会社土地再生投資）取締役（現任） 2019年6月 当社取締役（現任）	7,500株
	【取締役候補者とした理由】 グループ会社で長年にわたり、ブラウンフィールド活用事業の業務と経営に携わり、豊富な経験と実績を有しています。2014年から株式会社ビーエフマネジメント（現：株式会社エンバイオ・リアルエステート）の代表取締役として同社の経営を担ってきました。ブラウンフィールド活用事業に関する豊富な業務経験と企業経営に関する知見を有しており、引続き選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	横溝 透修（よこみぞ ゆきのぶ） （1979年3月31日）	2010年7月　株式会社ランドコンシェルジュ（現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング）入社 2015年3月　ヴェガ・ソーラー合同会社　職務執行者（現任） 2016年3月　アルタイル・ソーラー合同会社　職務執行者（現任） 2016年4月　株式会社エンバイオ・ホールディングス　経営企画　室長 2016年9月　ソーラー年金株式会社　代表取締役（現任） 2016年10月　太陽光パーク2合同会社　職務執行者（現任） 2019年6月　当社取締役（現任） 2020年8月　株式会社エンバイオ・エシカル・プロダクツ　取締役（現任）	10,100株
	【取締役候補者とした理由】 当社で長年にわたり、自然エネルギー事業の企画と業務に携わり、豊富な経験と実績を有しています。2016年から当社の新事業の経営企画室長として当社保有の太陽光発電所の経営を担ってきました。自然エネルギー事業に関する豊富な業務経験と新規事業開発に関する知見を有しており、引続き選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	亀山 忠秀（かめやま ただひで） (1974年12月26日)	2002年7月 株式会社幸洋コーポレーション（旧：株式会社コマーシャル・アールイー）入社 2006年6月 株式会社コマーシャル・アールイー取締役 2007年6月 株式会社コマーシャル・アールイー常務取締役 2010年8月 公共シィー・アール・イー株式会社（現：株式会社シーアールイー）入社 2011年7月 公共シィー・アール・イー株式会社（現：株式会社シーアールイー）常務取締役 2014年8月 CREリートアドバイザーズ株式会社取締役(現任) 2016年5月 CRE Asia Pte. Ltd.取締役(現任) 2016年6月 当社社外取締役（現任） 2016年9月 NCF不動産投資顧問株式会社（現：ストラテジック・パートナーズ株式会社）取締役（現任） 2017年8月 CRE(Thailand) Co., Ltd.取締役（現任） 2017年8月 株式会社シーアールイー代表取締役社長(現任) 2017年11月 株式会社土地再生不動産投資（現：株式会社土地再生投資） 取締役 2020年12月 株式会社APT取締役（現任）	100株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 亀山氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は不動産ビジネスを行う企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、引き続き当該知見を活かして、特に不動産開発業、物流不動産業界に関する専門的見地から取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待したためであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
7	小竹由紀 (1957年12月1日)	1981年４月　ライオン株式会社　入社 2012年１月　同社　CSR企画担当部長 2015年１月　同社　CSR推進部長 2020年６月　当社社外取締役（現任）	1,000株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 小竹氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が生活関連製品を製造する東証一部上場企業のCSRの責任者であったことから当該事項に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、引き続き当該知見を活かして、CSRに限らずSDGｓ等の幅広い事項に関する専門的見地から取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待したためであります。		

（注）１．西村実氏、中村賀一氏、草場周作氏、山本敏仁氏、横溝透修氏、小竹由紀氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．亀山忠秀氏は、当社の資本業務提携先・主要株主である株式会社シーアールイーの代表取締役社長であります。同氏と当社との間には、上記を除き特別の利害関係はありません。

３．亀山忠秀氏、小竹由紀氏は社外取締役候補者であります。

４．亀山忠秀氏、小竹由紀氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、両者の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって亀山忠秀氏が5年、小竹由紀氏が１年となります。

５．当社は亀山忠秀氏、小竹由紀氏との間で会社法第427条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

6. 当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及びその相続人等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しております。保険料は全額当社が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて補填されます。また当該保険契約は役員等の職務執行の適正のため免責金額が設定されておりますので、損害額のうち当該免責金額については補填されず、被保険者である役員等の自己負担となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

7. 当社は株式会社東京証券取引所の定めに基づき小竹由紀氏を一般株主との利益相反を生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出をしております。

第２号議案　監査役３名選任の件

本定時株主総会の終結をもって、監査役４名のうち、行川一郎氏、星野隆宏氏、平田幸一郎氏の３氏が任期満了となります。つきましては、監査役３名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者の氏名、略歴は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	行川　一郎 （1949年12月7日）	1972年４月　秋葉公認会計士事務所入所 1996年３月　第一環境株式会社入社 2008年６月　第一環境株式会社　監査役 2012年６月　株式会社アイ・エス・ソリューション（現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング）監査役（現任） 2012年６月　株式会社ランドコンシェルジュ（現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング）監査役 2012年６月　株式会社ビーエフマネジメント（現：株式会社エンバイオ・リアルエステート）監査役（現任） 2012年６月　当社社外監査役（現任） 2017年11月　株式会社土地再生不動産投資（現：株式会社土地再生投資）監査役（現任） 2020年８月　株式会社エンバイオ・エシカル・プロダクツ監査役（現任）	9,000株
	【社外監査役候補者とした理由】 一般企業において長年にわたり経理・財務・監査関係の豊富な経験と幅広い見識を有しており、2012年に当社の社外監査役に就任以来、貴重な発言を行っていることから当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断したことから、社外監査役として選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	星野 隆宏（ほしの たかひろ） (1955年11月22日)	1981年４月　裁判官任官 1987年４月　弁護士登録 外立法律事務所(現:外立総合法律事務所)パートナー 1996年５月　星野綜合法律事務所開設 2006年９月　アクモス株式会社　監査役 2007年６月　当社社外監査役（現任） 2014年１月　K&L Gates外国法共同事業法律事務所と統合パートナー(現任) 2015年６月　株式会社デファクトスタンダード　社外監査役（現任） 2018年11月　一般社団法人かけはし　理事長（現任）	10,000株
	【社外監査役候補者とした理由】 弁護士として、企業法務に精通しており2007年より当社の社外監査役に就任以来、法的観点に留まらない貴重な発言を行っていることから当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと期待したことから、社外監査役として選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	平田 幸一郎（ひらた こういちろう） (1967年11月5日)	1990年4月 安田火災海上保険株式会社(現:株式会社損害保険ジャパン)入社 1992年10月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所 1997年8月 中央クーパース・アンド・ライブランド・アドバイザース（現：税理士法人プライスウォーターハウスクーパース)入社 1999年8月 平田公認会計士事務所開業　所長（現任） 2001年5月 有限会社アドバンスワン設立　取締役社長（現任） 2006年4月 株式会社ディアーズ・ブレイン社外監査役（現任） 2007年3月 株式会社カタリスト　社外監査役（現任） 2008年7月 株式会社ビープラッツ社外監査役（現任） 2010年3月 第一環境株式会社社外監査役（現任） 2011年8月 株式会社美人時計（現：BIJIN&CO.株式会社）社外監査役（現任） 2012年7月 スターフェスティバル株式会社社外監査役（現任） 2013年6月 当社社外監査役（現任） 2014年1月 ランサーズ株式会社社外監査役（現任） 2014年5月 カタリズム株式会社(現：アソビュー株式会社）社外監査役（現任） 2017年5月 廣和興産株式会社 取締役(現任) 2017年7月 株式会社TIMERS 監査役(現任) 2017年9月 株式会社エブリー 監査役(現任) 2017年12月 22株式会社（現：ショップフォース株式会社）監査役(現任) 2018年5月 株式会社カケハシ　監査役（現任） 2019年9月 株式会社マツモト交商　監査役（現任） 2020年10月 アル株式会社　監査役（現任） 2021年2月 テックタッチ株式会社　監査役（現任） 2021年3月 株式会社ディアーズブレイン・ホールディングス　監査役（現任） 2021年3月 株式会社プラネットワーク　監査役（現任）	200,000株
	【社外監査役候補者とした理由】 公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有し2013年より当社の社外監査役に就任以来、会計的観点に留まらない貴重な発言を行っていることから当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと期待したことから、社外監査役として選任をお願いするものです。		

（注）1．行川一郎氏、星野隆宏氏、平田幸一郎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．行川一郎氏、星野隆宏氏、平田幸一郎氏は社外監査役候補者であります。

3．行川一郎氏、星野隆宏氏、平田幸一郎氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、各氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって行川一郎氏が9年、星野隆宏氏が14年、平田幸一郎氏が8年となります。
4．当社は行川一郎氏、星野隆宏氏、平田幸一郎氏との間で会社法第427条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。
5．当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及びその相続人等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しております。保険料は全額当社が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて補填されます。また当該保険契約は役員等の職務執行の適正のため免責金額が設定されておりますので、損害額のうち当該免責金額については補填されず、被保険者である役員等の自己負担となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6．当社は株式会社東京証券取引所の定めに基づき行川一郎氏、星野隆宏氏を一般株主との利益相反を生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出をしております。

第３号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

当社の取締役の報酬等の額は、1999年6月23日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいて今日に至っております。

今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）が、株主の皆様との一層の価値共有を進め、当社の企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といい、本制度に基づき対象取締役に付与される当社普通株式を、以下「本譲渡制限付株式」といいます。）を導入するものとし、上記の取締役の報酬枠とは別枠として、新たに本譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

なお、本株主総会で第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の数は現在の取締役と同じ7名（うち社外取締役2名）となります。

対象取締役に対して付与する本譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

１．対象取締役に対して付与する本譲渡制限付株式の数

本譲渡制限付株式の付与のために発行又は処分する当社の普通株式の総数は年間最大３万３千株とし、本譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、年額５０百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含みません。）といたします。

ただし、当該普通株式の総数については、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

２．本譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、本譲渡制限付株式について発行又は処分を受けるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される本譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において当社の取締役会にて決定いたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社の取締役会において決定することといたします。

3．対象取締役に付与する本譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役の地位を退任等する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」といいます。）ものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。ただし、当社取締役会が正当な理由があると判断した場合は譲渡制限の解除の時期を調整するものといたします。

また、対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由又は死亡により退任等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由によらず退任等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

4．本議案の内容が相当である理由

株主の皆様との一層の価値共有を進め、当社の企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものであります。

当社は2021年3月19日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告18頁に記載のとおりでありますが、本議案をご承認いただいた場合、当該方針につきまして以下の【取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に追記する事項】に記載されている内容を含めた方針に改定することを予定しております。本議案は、当該改定予定後の方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等の付与のために必要かつ相当であり、また、本譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は上記１.の年額の上限の範囲内とすること、本譲渡制限付株式による希釈化率は軽微であることから、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

【取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に追記する事項】

当社は、本議案が承認可決された場合には、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対しても、16,000株を上限として譲渡制限付株式を割り当てる予定です。

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地
御茶ノ水ソラシティ　１階
ソラシティカンファレンスセンター　Room C
TEL 03－6206－4855



交通　ＪＲ：御茶ノ水駅　　聖橋口より　徒歩約１分
東京メトロ千代田線：新御茶ノ水駅　　Ｂ２出口直結
東京メトロ丸ノ内線：御茶ノ水駅　　出口１より　徒歩約４分

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。